瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大によって経済活動が停滞する中で、本市の施設園芸の維持及び発展のため、燃油価格の高騰により経営環境が悪化し愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付等要綱（令和４年１月１７日制定。以下「県要綱」という。）に基づく支援金（以下「県支援金」という。）を活用する農業者又は法人(以下「施設園芸農業者等」という。)に対し、予算の範囲内において瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金（以下「市支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象事業者）

第２条　市支援金の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1)　瀬戸市内（以下「市内」という。）で営農する施設園芸農業者等であること。

(2)　県要綱第１に規定する県支援金の交付を受けていること。

(3)　県支援金以外に国又は他の地方公共団体から施設園芸等燃油価格高騰対策に関する支援金等を受けていないこと。

(4)　市税の滞納がないこと。

(5)　瀬戸市暴力団排除条例（平成２３年瀬戸市条例第１２号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと。

(6)　暴力団等と密接な関係を有するものでないこと。

（対象となる施設園芸用燃油）

第３条　市支援金の対象となる施設園芸用燃油は、県支援金の交付を受けたＡ重油及び灯油とする。

（市支援金の交付）

第４条　市支援金の交付額は、対象事業者が交付を受けた県支援金の額相当額（県支援金の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付申請）

第５条　市支援金の交付を受けようとする対象事業者は、瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和５年３月１日から同年３月３１日までに市長へ提出しなければならない。

(1)　市内で営農実態が確認できる書類の写し

(2)　令和４年１０月から令和５年３月（以下「県対象期間」という。）の県支援金の入金が確認できる書類の写し

(3)　振込先口座が分かる書類の写し

(4)　口座振込依頼書（瀬戸市会計規則（昭和２９年瀬戸市規則第４号）第１４条に規定する口座振込依頼書をいう。以下同じ。）

(5)　本人確認書類の写し

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（交付決定及び通知）

第６条　市長は、前条の規定により提出された申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、市支援金を交付すべきと認めたときは、市支援金の交付を決定するとともに、瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付決定等通知書（第２号様式）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）において必要があると認めるときは、これに条件を付すことができる。

　（支援金の交付）

第７条　市長は、交付決定を受けた対象事業者（以下「交付事業者」という。）に対して、市支援金を交付する。

２　市支援金は、交付事業者が指定した口座への振込により交付する。

（交付決定の取消し）

第８条　市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の一部又は全部を取り消すものとする。

(1)　虚偽の申請その他の不正な手段により、市支援金の交付決定を受けたとき。

(2)　県支援金の交付の決定が取り消されたとき。

(3)　その他市長が不適当と認めるとき。

２　市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付決定取消通知書（第３号様式）により、当該交付事業者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第９条　市長は、前条第１項の規定により市支援金の交付決定の一部又は全部を取り消した場合において、既に市支援金が交付されているときは、当該取消しを行った交付事業者に当該市支援金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

２　前項の規定による返還命令は、瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金返還命令書(第４号様式)により行うものとする。

３　前項の命令書を受けた交付事業者は、市長が定める返還期限までに当該市支援金の一部又は全部を返還しなければならない。

４　前項の場合において、返還期限までに当該支援金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、年１０.９５パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する遅延利息を加えて返還しなければならない。

５　市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項に規定する遅延利息を免除することができる。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、令和５年２月２４日から施行する。

瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書

第１号様式（第５条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）瀬戸市長

　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

生年月日　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり申請します。なお、当該支援金申請に当たり、市税の納付状況を瀬戸市が確認することに同意します。

記

１　交付対象要件に該当することの確認事項（すべての□にチェックが必要です。）

□　市内で施設園芸を営む農業者又は法人です。

□　市税の滞納をしていません。

□　愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金（以下「県支援金」という。）の交付を受けています。

□　県支援金以外に国や他の地方公共団体から施設園芸等燃油価格高騰対策に関する支援金等を受けていません。

□　裏面の「誓約事項」及び「個人情報の取扱いについて」に同意します。

２　申請者が交付申請をした支援金申請額　(県支援金の額から１００円未満の端数を切り捨てた額）

金　　　　　　　　　　円

３　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 農 協銀 行 　支店金　　庫 |
| 口座種別 | 普通　・　当座　・　その他（　　　　） |
| 口座番号 |  |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ）口座名義人 |  |

※「申請者」と「口座名義人（フリガナ）」は同一人としてください。

（表）

誓約書

瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

１　申請書の内容に虚偽や不正があった場合、又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金（以下「市支援金」という。）の交付申請を取り下げます。また、市支援金受給後に発覚した場合は、支援金を返還します。

２　市支援金の交付申請に当たって提出した書類の写しは、全て原本と相違ありません。

３　市税の納付状況の確認について同意します。

４　県支援金の申請状況の確認について同意します。

５　暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員）ではありません。

６　暴力団又は暴力団員と密接な関係は有していません。

「個人情報の取扱いについて」

施設園芸用燃油価格高騰対策事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

添付書類一覧

申請には下記の書類の添付が必要です。書類の添付と共に□にチェックをしてください。

* 市内で営農実態が確認できる書類の写し
* 令和４年１０月から令和５年３月（以下「県対象期間」という。）の県支援金の入金が確認できる書類の写し
* 振込先口座が分かる書類の写し
* 口座振込依頼書
* 本人確認書類の写し

第２号様式（第６条関係）

（裏）

瀬産第　　　号

　年　　月　　日

瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付決定等通知書

　　　　　　　　様

瀬戸市長

　　　　年　　月　　日付けで申請があった、瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金について、瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付要綱第６条第１項の規定により交付することを決定し、下記のとおり確定額を通知します。

記

１　支援金確定額

金　　　　　　　　　円

第３号様式（第８条関係）

瀬産第　　　号

　　年　　月　　日

瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付決定取消通知書

　　　　　　様

瀬戸市長

年　　月　　日付け　瀬産第　　号で補助金の交付決定を通知した瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金について、瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消します。

記

１　取り消す支援金額

金　　　　　　　　円

２　取消し理由

第４号様式（第９条関係）

瀬産第　　　号

　　年　　月　　日

瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金返還命令書

　　　　　　様

瀬戸市長

　　　　年　　月　　日付け　瀬産第　　号で交付決定の取消しを通知した瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金について、瀬戸市施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付要綱第９条第１項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

１　返還金額

金　　　　　　円

２　返還期限

　　年　　月　　日まで

３　返還を命ずる理由

４　返還方法